厚生労働省老健局長 大島 一博 様

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

- 一般社団法人全国介護付きホーム協会
- 一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
- 一般社団法人高齢者住宅協会

代表幹事 市原 俊男

高齢者向け住まいにおける人材確保・生産性向上に関する意見

高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)は、地域包括ケアシステムの中で、高齢者が能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、高齢者向け住まいに求められる役割を積極的に果たしてまいりたいと考えております。

高齢者向け住まいを必要とする 85 歳以上の高齢者が増加する一方、現役世代人口が減少 し全産業的に人手不足感が強まっている中、高齢者向け住まいにおける人材確保は困難を極 めています。高齢者向け住まいにおける人材確保を進めるとともに、生産性の向上を図るた め、高齢者向け住まいと関連する介護サービスに関し、下記の点についてご考慮、ご議論い ただきますよう、お願い申し上げます。

なお、高齢者向け住まいの代表を、科学的裏付けに基づく介護に係る検討や、介護保険部会・介護給付費分科会における高齢者向け住まいの議論に加えていただきたきたいと存じます。常任の委員が難しければ、これまでの事業者団体ヒアリングに加え、議題が高齢者向け住まいに及ぶ場合に「参考人」として参画する仕組みをご検討いただきたいと存じます。

記

1. 行政手続等への ICT の活用による官民の生産性の向上を目指して

(1) 法人・事業所の管理の電子化(サーバーへ又はクラウドサービスへの入力)

法人・事業所に関する申請、変更届を、厚生労働省又は地方自治体が共同で設けたサーバー又はクラウドサービスに入力することとし、将来的には電子申請・届出を可能としていただきたい。これにより、自動的に情報公表・更新につながり、最新の情報が更新される。地方自治体においても、一覧表等の作成・公表が不要となり、事務負担の軽減につながる。

さらに、CSV 形式での一括ダウンロード等を可能とし、老健事業等の各種調査を効率 化するとともに、実地指導の基礎情報、有料老人ホームの定時報告・公表についても、 その電子情報を活用していただきたい。

すでに、同じ自治事務であるサービス付き高齢者向け住宅の情報提供システムにおいては、登録申請、変更届の電子入力と、自動的な情報公表・更新が実現されており、参

考になると考える。

(2) 事故報告書の電子化 (サーバーへ又はクラウドサービスへの入力)

行政事故報告についても、厚生労働省又は地方自治体が共同で設けたサーバー又はクラウドサービスに入力して、報告することとしていただきたい。(1)の法人・事業所情報と同じシステムを用いることで、基礎情報の入力も簡素化が可能である。

これにより、現在別々に FAX 等で報告している指定権者、設置市町村、保険者市町村に、同時に一括して届けられる。地方自治体において、書類で保管する必要がなくなり事務負担が軽減されるほか、電子的な統計処理が可能となり、比較や時系列の分析等が可能となる。

(3) ケアプラン・給付管理の電子化(サーバーへ又はクラウドサービスへの入力)

居宅サービスにおいては、事業所連携が多く求められることから、書類が増加している。現在、ケアプランや利用実績、給付管理について、居宅介護支援事業所と各介護サービス事業所の間で FAX や直接手渡ししているが、個人情報の管理上もリスクが高い。ケアプランや給付管理を、厚生労働省又は地方自治体が共同で設けたサーバー又はクラウドサービスで管理し、居宅介護支援事業所、各介護サービス事業所が利用することとしてはどうか。

さらに、主治医、国保連、利用者本人、家族等が利用することにより、関係者がいつでも閲覧することができ、情報連携の深化、情報共有の簡素化・迅速化が可能となる。 地方自治体においても、行政指導、苦情、事故その他の場面で、すぐにケアプランを 見ることができ、効率化できるとともに、実地指導の事前準備もスムーズとなる。

(4) 給付データおよび要介護認定情報の活用

科学的裏付けに基づく介護の検討の前提として、現在、国が有する介護保険給付データおよび要介護認定情報の活用を検討していただきたい。また、科学的裏付けに基づく介護に係る検討会で検討されている新たなデータベースCHASEをゼロから構築するのではなく、既存のこれらの情報に情報を追加することとしてはどうか。

(5) 行政職員に事務負担軽減の精神を

行政職員には、書類作業は無償であるかのごとく、様々な作業を求めてくる方がいる。 (1)~(4)のような電子化を進め、事務処理を簡素化することに加え、実地指導その他の 場面で事務負担が軽減されるよう、事務負担軽減の精神を根付かせていただきたい。生 産性向上の観点から、常にその業務、事務作業が必要なのかどうか、慎重に判断してい ただくようお願いする。

2. 2019 年 10 月介護報酬改定における処遇改善加算の拡充について

(1) 処遇改善の方法の自由度

処遇改善の方法は、経験・技能のある職員への重点化を図る方針を示すのみとして、各社の経営の自由度を確保していただきたい。すでに各社が人事・給与制度を工夫している中、介護報酬制度によって、新たな賃金支給の規定を強制しないでいただきたい。保育所の処遇改善加算Ⅱのように制約を設けると、各社が経験・技能のある職員に重点化している人事・給与制度と齟齬をきたすため、不公平が生じたり、各社が考える育成・登用ができなくなる。あるいは、新たな処遇改善を活用しない法人が発生するおそ

れがある。

「経験・技能のある職員への重点化」については、例えば、介護職員処遇改善加算 I のキャリアパス要件③「経験、資格等に応じた昇給又は一定基準に基づく定期昇給」を満たすとともに、その賃金テーブルの改善等を報告させることとしてはどうか。

(2) 新しい処遇改善加算の加算率

新しい処遇改善加算の加算率は、サービスごとに同一法人に 10 年勤続する介護福祉士の人数に応じて算定するだけなく、事業所の新規開設動向や都市部の人件費の高騰・採用競争力等も勘案することをご検討いただきたい。

勤続年数 10 年以上の介護福祉士に着目して処遇改善することは 1 つの考え方である。しかし、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の人数のみでサービスごとの加算率を設定すると、都市部の要介護者の急増に対して新規開設している事業所への支援や、都市部の人件費の高騰・採用競争力の問題が解決されないのではないか。

新しい処遇改善加算には、地域区分単価ではカバーしきれない都市部の人件費の上乗せを考慮すべきではないか。

(3) 新しい処遇改善加算の使途

新しい処遇改善加算の使途については、同一事業所内で指定基準に定める職種に支給できるようすることに加え、同一法人内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーにも支給できるようにしてはどうか。

現在、訪問介護事業所のサービス提供責任者と居宅介護支援事業所のケアマネジャーの賃金が逆転しているケースが多い。介護職員のキャリアパスとして、また、地域包括ケアシステムの鍵となる存在として、ケアマネジャーの処遇改善が必要であると考える。

(4) 処遇改善加算の事務処理

現在、介護職員処遇改善加算の計画・報告の事務処理が煩雑になってきている。特に 地方自治体によって求められる報告様式が異なり、事務負荷が増大している。今回の処 遇改善加算の拡充にあわせて、事務処理の簡素化・統一化をお願いする。

3. 高齢者向け住まい等の制度の簡素化(介護保険制度改正に向けて)

(1) 高齢者向け住まい、特別養護老人ホーム等の役割分担

介護付きホーム(特定施設)、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特別養護老人ホーム等の役割分担・整合性の確保を進めていただきたい。現在、高齢者向け住まいには、補足給付退院後など自宅で生活できなくなった低所得者が多く住まわれている。また、認知症の方も入居者の半数以上が該当するが、グループホームを大きく下回る介護報酬で介護をしている。

ナショナルミニマム、セーフティネットの役割を果たす施設と、市場に委ねられる高 齢者向け住まいの役割分担の議論をお願いしたい。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の人員基準について

介護付きホーム(特定施設)の指定を受けていない高齢者向け住まいは、その住まいの性格・想定される入居者に応じて、創意工夫により人員を配置している。これに対し、行政が、一律、夜間も職員を配置するよう指導することは、夜間勤務する人材確保

が困難であること、入居者負担の増大につながることから、適切ではないと考える。夜間は警備会社の駆けつけサービスを活用することは、生産性向上の観点からも望ましいと考えられる。地方自治体が行き過ぎた指導をしないよう、ご配慮いただきたい。

(3) 住所地特例制度の改善

現在の住所地特例は、利用者にとっての保険者は前住所地の市町村である。利用者の各種手続き(認定更新申請・保険料支払い)も遠隔地の市町村となり不便である一方、遠隔地の保険者は要介護認定更新の調査に苦労されている。これを改め、利用者にとって身近な住所地を保険者とし、元住所地の市町村との財源調整のみの仕組みにしていただきたい。地域密着型サービスや総合事業における事務負担軽減にもなり、また、市町村の事務負担軽減にもなると考える。

(4) 特定施設制度の簡素化

介護専用型特定施設の仕組みは、これを廃止して、混合型特定施設に一本化してはどうか。混合型特定施設においても、事業者は入居時要件を定めることができる一方、介護保険法上、区分しているメリットはない。逆に介護保険事業計画上、介護専用型、混合型のそれぞれの定員枠が設けられることにより、定員規模の小さな事業所を強いられたり、事業展開ができないケースがある。

また、現在、活用が進んでいない外部サービス利用型特定施設のあり方について議論が必要ではないか。

4. 2021 年度介護報酬改定に向けて

2021年度介護報酬改定については、改めて意見を整理して申し上げるが、大きな方針にかかわる次の2点について、先に意見を申し上げる。

(1) 介護事業経営概況調査・実態調査の調査結果は税引き後の収差率にて

介護事業経営概況調査・実態調査の調査結果について、税引き前の収支差率を元に、 介護報酬の基本報酬の議論がなされているのではないか。民間企業は、法人税を3~4 割負担し、最終的な収支差率はさらに低くなり、厳しい経営を迫られている。そもそも 事業者努力が大きく影響する収支差率のみで介護報酬を議論すべきではないと考える が、少なくとも税引き後の収支差率をベースに基本報酬の議論がなされるよう、ご配慮 いただきたい。

(2) 同一建物減算の拡大は生産性向上に反する

高齢者向け住まいの訪問介護等のサービスに対し各種指摘をいただいている。これを 適正化するには不適切な運営をしている事業者に対し、業界と行政が一体となって指導 をしていくことが有効である。同一建物減算をさらに大きくすることは、集合住宅とい う効率性を否定することであり、生産性の向上に反することになるとご理解いただきた い。

5. 高齢者向け住まいにおける看取りの推進のために

高齢者向け住まいは、住み慣れた地域で最後を迎えたいという高齢者の希望を叶える観点からも、社会保障財政の観点からも、今後、地域における看取りの場として活躍するこ

とが求められている。現在、平成30年度老人保健健康増進等事業において「高齢者向け住まいにおける看取り等の推進のための研修に関する調査研究事業」を実施しているが、 さらにこれを推進するために、以下の点についてご検討いただきたい。

- A) 高齢者向け住まいの役割として、看取りを評価していただきたい。
- B) 平成30年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける看取り等の推進の ための研修に関する調査研究事業」終了後も、高齢者向け住まいでの看取りを推進す る取組みに対する助成等をお願いする。
- C) 高齢者向け住まいを含む在宅での看取りを推進するためには、①医療分野、②介護分野、③本人・家族、④社会の意識改革が必要である。③本人・家族、④社会に対し、国が率先して、アドバンスド・ケア・プランニング(ACP)の考え方の普及など、意識改革の取組みを推進していただきたい。
- D) 高齢者向け住まいを含む在宅での看取りを推進するため、24 時間対応の在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションの普及促進をお願いする。

以上